

山口県屋外広告物条例

昭和41年10月3日

山口県条例第41号

改正 昭和44年 7月26日条例第28号 昭和49年10月18日条例第50号
昭和60年 3月26日条例第5号 昭和60年10月 1日条例第28号
平成 4年 3月21日条例第3号 平成16年 3月23日条例第25号
平成17年 3月18日条例第26号 平成17年 3月18日条例第34号
平成17年 3月18日条例第35号 平成25年12月17日条例第47号
令和 2年 3月17日条例第17号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 広告物等の制限等（第3条～第21条）
- 第3章 屋外広告業（第22条～第25条の4）
- 第4章 雑則（第26条～第27条）
- 第5章 罰則（第28条～第33条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、及び風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「屋外広告物」とは、法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

2 この条例において「屋外広告業」とは、法第2条第2項に規定する屋外広告業をいう。

第2章 広告物等の制限等

（禁止地域等）

第3条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

- （1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた風致地区、特別緑地保全地区又は伝統的建造物群保存地区のうち、知事が指定する地域
- （2）文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で知事が指定する地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域のうち知事が指定する地域
- （3）山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第4条第1項又は第32条第1項の規定により指定された建造物の周囲で知事が指定する地域及び同条例第37条第1項の規定により指定された地域のうち知事が指定する地域
- （4）森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の規定により保安林として指定された森林のある地域のうち知事が指定する地域
- （5）道路又は鉄道等（鉄道、軌道又は索道をいう。以下同じ。）の知事が指定する区間
- （6）道路又は鉄道等から展望することができる地域のうち、知事が指定する地域
- （7）都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- （8）湖沼、溪谷又はこれらの付近の地域のうち、知事が指定する地域
- （9）港湾、空港、駅前広場又はこれらの付近の地域のうち、知事が指定する地域
- （10）官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の建造物並びにその敷地

(禁止物件等)

第4条 次の各号に掲げる物件には、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
- (2) 街路樹
- (3) 信号機、道路標識、ロード・ミラー、道路上のさく、駒止め及び里程標
- (4) 電柱又は街燈柱で、知事が指定するもの
- (5) 消火せん、火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 銅像、神仏像及び記念碑

2 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(許可地域等)

第5条 次の各号に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 道路又は鉄道等（第3条第5号に規定する知事が指定する区間を除く。）の知事が指定する区間
- (2) 道路又は鉄道等から展望することができる地域（第3条第6号に規定する知事が指定する地域を除く。）のうち、知事が指定する地域
- (3) 港湾、空港、駅前広場又はこれらの付近の地域（第3条第9号に規定する知事が指定する地域を除く。）のうち、知事が指定する地域
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が公衆に対する危害を防止するため必要があると認めて指定する地域

(適用除外)

第6条 次の各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、前3条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (2) 国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）によるポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
- (4) 国及び地方公共団体以外の者が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で規則で定める基準に適合するもの
- (5) 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (6) 自己の管理する土地、建物その他の物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件

2 次の各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、第3条及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (3) 一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件で規則で定める基準に適合するもの
- (4) 人、動物、車両若しくは船舶に表示する広告物又はこれを掲出する物件

3 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件（前項第1号に掲げるものを除く。）については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は、適用しない。

4 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場への誘導を行うことを目的として表示する広告物又はこれを掲出する物件については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条第1号、第5号、第6号、第8号及び第9号の規定は、適用しない。

- 5 知事が特に必要があると認めて指定する広告物又はこれを掲出する物件については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条第1号、第5号、第6号、第8号及び第9号並びに第4条第1項第4号の規定は、適用しない。

(経過措置)

第7条 第3条から第5条までの規定による知事の指定があつた際、当該指定のあつた地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、これらの規定は、当該指定の日から3年間（この条例に基づき許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、適用しない。その期間内にこの条例に基づき許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

(禁止広告物等)

第8条 次の各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊し、又は落下するおそれのあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等の効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(許可の期間及び条件)

第9条 知事は、第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可をする場合においては、当該許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するための必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。

3 知事は、申請に基づき、第1項の許可の更新をすることができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(変更等の許可)

第10条 第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するための必要な条件を付することができる。

(許可の基準等)

第11条 第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可の基準は、規則で定める。

2 知事は、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置が前項の許可の基準に適合しない場合において、特にやむを得ないと認めるときは、山口県屋外広告物審議会の議を経て、第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可をすることができる。

(許可の表示)

第12条 この条例に基づく許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件に当該許可の証票をはり付けておかなければならない。ただし、当該許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件に当該許可の押印又は打刻印を受けた場合においては、この限りでない。

2 前項の許可の証票又は許可の押印若しくは打刻印は、当該許可の期限を明示したものでなければならない。

(管理義務)

第13条 広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにしてこれらを良好な状態に保持しなければならない。

(点検義務)

第13条の2 広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、これらの点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件については、この限りでない。

2 この条例に基づく許可に係る広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件（前項ただし書の規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件を除く。次項において同じ。）を設置する者又はこれらを管理する者は、前項の規定によりこれらの点検を行う場合には、法第10条第2項第3号イに掲げる者その他規則で定める者に行わせなければならない。

3 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は、この条例に基づく許可（許可の更新を含む。）を受けようとするときは、第1項の規定による点検の結果を知事に報告しなければならない。

（除却義務）

第14条 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は、第9条第1項の許可の期間が満了したとき若しくは第16条の規定により許可が取り消されたとき又は広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく当該広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなければならない。第7条に規定する広告物又は広告物を掲出する物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、また同様とする。

（措置命令）

第15条 知事は、第8条又は第13条の規定に違反して広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、5日以上の期限を定めて、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するための必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定により措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの除却を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、これを設置する者又は管理する者はその期限までに知事に申し出るべき旨及びその期限までにその申出がないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

3 前項の規定により広告物又は広告物を掲出する物件を除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（許可の取消し）

第16条 知事は、この条例に基づく許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

（1）第9条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第10条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

（2）第10条第1項の規定に違反したとき。

（3）前条第1項の規定による知事の命令に違反したとき。

（4）虚偽の申請その他不正の手段によりこの条例に基づく許可を受けたとき。

（除却命令）

第17条 知事は、第3条から第5条まで若しくは第14条の規定に違反し、又は第15条第1項の規定による知事の命令に違反して広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者に対し、5日以上の期限を定めて、これらの除却を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定により除却を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該広告物を掲出する物件を設置する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの除却を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

3 法第7条第4項又は前項の規定により広告物又は広告物を掲出する物件を除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（広告物又は広告物を掲出する物件を保管した場合の公示事項）

第17条の2 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又は広告物を掲出する物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は広告物を掲出する物件の放置されていた場所及び当該広告物又は広告物を掲出する物件を除却した日時
- (3) その広告物又は広告物を掲出する物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は広告物を掲出する物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物又は広告物を掲出する物件を保管した場合の公示の方法)

第17条の3 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物については、3日間）、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る広告物又は広告物を掲出する物件のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその広告物又は広告物を掲出する物件の所有者、占有者その他当該広告物又は広告物を掲出する物件について権原を有する者（第17条の7において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を山口県報に掲載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物又は広告物を掲出する物件の価額の評価の方法)

第17条の4 法第8条第3項の規定による広告物又は広告物を掲出する物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は広告物を掲出する物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は広告物を掲出する物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は広告物を掲出する物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は広告物を掲出する物件を売却する場合の手続)

第17条の5 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は広告物を掲出する物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は広告物を掲出する物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は広告物を掲出する物件については、随意契約により売却することができる。

(法第8条第3項各号の条例で定める期間)

第17条の6 法第8条第3項第1号の条例で定める期間は、3日とする。

2 法第8条第3項第2号の条例で定める期間は、3月とする。

3 法第8条第3項第3号の条例で定める期間は、2週間とする。

(広告物又は広告物を掲出する物件を返還する場合の手続)

第17条の7 知事は、法第8条第1項の規定により保管した広告物又は広告物を掲出する物件（同条第3項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は広告物を掲出する物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によつてその者が当該広告物又は広告物を掲出する物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式により受領書と引替えに返還するものとする。

(立入検査等)

第17条の8 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、広告物又は広告物を掲出する物件に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物若しくは広告物を掲出する物件のある土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは広告物を掲出する物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第18条 広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により、従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(管理者の設置)

第18条の2 この条例に基づく許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。

(管理者等の届出)

第19条 この条例に基づく許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置する者は、前条の規定によりこれらを管理する者を置いたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

2 この条例に基づく許可に係る広告物若しくは広告物を掲出する物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例に基づく許可に係る広告物若しくは広告物を掲出する物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

4 この条例に基づく許可に係る広告物若しくは広告物を掲出する物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(山口県屋外広告物審議会への諮問)

第20条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、山口県屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 第3条、第4条第1項第4号、第5条又は第6条第1項第5号若しくは同条第5項の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするとき。

(2) 第6条第1項第4号若しくは第5号若しくは同条第2項又は第11条第1項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(告示)

第21条 知事は、第3条、第4条第1項第4号、第5条又は第6条第1項第5号若しくは同条第5項の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

第3章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第22条 県の区域（下関市の区域を除く。以下同じ。）内において、屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第22条の2 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「登録申請

者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 商号、氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- (4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び役員の氏名）
- (5) 第24条第1項に規定する業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第22条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第22条の3 知事は、前条の規定による登録申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第22条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第22条の2第1項の登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第25条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第22条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第25条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- (3) 第25条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第22条の2第1項第2号の営業所ごとに第24条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第22条の5 屋外広告業者は、第22条の2第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第22条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第22条の6 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第22条の7 屋外広告業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあつては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第22条の8 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき又は第25条の2第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

（講習会）

第23条 知事は、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）を開催しなければならない。

2 知事は、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

3 前2項に定めるもののほか、講習会について必要な事項は、規則で定める。

（業務主任者の選任等）

第24条 屋外広告業者は、第22条の2第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 法第10条第2項第3号イに掲げる者
- (2) 前条第1項の規定により知事が開催する講習会の課程を修了した者
- (3) 他の都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の開催する講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練において広告美術科若しくは広告美術仕上げ科の課程を修了した者、広告美術科に係る同法第28条第1項の職業訓練指導員の免許を受けた者又は広告美術仕上げに係る同法第44条第1項の技能検定に合格した者
- (5) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。

- (1) この条例その他広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関する法令 の規定の遵守に関する業務
- (2) 広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に係る安全の確保に関する業務
- (3) 第24条の3に規定する帳簿に記載する事項のうち規則で定めるものの記載 に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関する業務

（標識の掲示）

第24条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第22条の2第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号及び氏名（法人にあつては、その名称）、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第24条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第22条の2第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第25条 知事は、県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第25条の2 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき

(2) 第22条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき

(3) 第22条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

2 第22条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第25条の3 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において一般の閲覧に供しなければならない。

2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(報告及び検査)

第25条の4 知事は、この条例の施行に必要な限度において、県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、その営業に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4章 雑則

(手数料)

第26条 この条例に基づく許可(許可の更新を含む。)若しくは登録(更新の登録を含む。)を受けようとする者又は講習会の講習を受けようとする者は、山口県使用料手数料条例(昭和31年山口県条例第1号)に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出をした政党、協会その他の団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

(適用上の注意)

第26条の2 この条例の適用に当たっては、住民の政治活動の自由その他住民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(規則への委任)

第27条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者

(2) 不正の手段により第22条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第25条の2第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第29条 第17条第1項の規定による知事の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条から第5条までの規定に違反して、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置した者

(2) 第10条第1項の規定に違反して、広告物又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造した者

(3) 第14条の規定に違反して、広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなかつた者

(4) 第15条第1項の規定による知事の命令に違反した者

(5) 第22条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) 第24条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条の8第1項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 第25条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第28条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第22条の7第1項の規定による届出を怠つた者
- (2) 第24条の2の規定による標識を掲げない者
- (3) 第24条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。ただし、第20条及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、第3条第7号若しくは第10号又は第4条第1項（同項第4号を除く。）若しくは第2項に規定する地域又若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、これらの規定は、この条例の施行の日から3年間は、適用しない。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 3 附属機関の設置に関する条例（昭和28年山口県条例第51号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和44年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第50号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和49年11月1日から施行する。ただし、第21条の次に4条を加える改正規定（第22条及び第24条に係る部分に限る。）、第25条に3号を加え、同条を第29条とする改正規定及び第26条の一部を改め、同条を第31条とし、同条の前に1条を加える改正規定は、昭和50年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山口県屋外広告物条例第22条の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者は、同条の施行の日から1月間は、同条第1項の規定による届出をしないで、引き続き屋外広告業を営むことができる。

(山口県使用料手数料徴収条例の一部改正)

- 3 山口県使用料手数料徴収条例（昭和31年山口県条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和60年条例第5号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第3号）

(施行期日)

この条例は、平成４年５月１日から施行する。

附 則（平成１６年条例第２５号）

この条例は、平成１６年６月１日から施行する。

附 則（平成１７年条例第２６号）

この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年条例第３４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１７年条例第３５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２５年条例第４７号）

１ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

２ この条例の施行の際現に改正前の山口県屋外広告物条例（以下「改正前の条例」という。）第２２条の規定により届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から６月間（その者が当該期間内に改正後の山口県屋外広告物条例（以下「改正後の条例」という。）第２２条の２の規定による登録の申請をした場合にあっては、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間）は、改正後の条例第２２条第１項の登録を受けないで、なお従前の例により、引き続き屋外広告業を営むことができる。

３ この条例の施行の際現に改正前の条例第２４条第１項に規定する講習会修了者等である者については、改正後の条例第２４条第１項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

４ この条例の施行前にした行為及び附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和２年条例第１７号）

（施行期日）

１ この条例は、令和２年１０月１日から施行する。ただし、第６条第２項の改正規定、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に一項を加える改正規定並びに第９条第１項、第１０条第１項、第１１条、第２０条第１号及び第２１条の改正規定は、令和３年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例の施行の際現に改正前の山口県屋外広告物条例に基づく許可を受けて表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、改正後の山口県屋外広告物条例第１８条の２の規定は、当該許可の期間は、適用しない。